



トピックス P2 春の新生活こんな消費者トラブルにご注意!

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの 相談窓口 から

電話で呼び出されて購入契約をした 高額な商品

～解約したいのですが…～

相

談

先日、見知らぬ女性から、「アクセサリーの展示をしているので会ってほしい。」と電話がかかり、話を聞くだけのつもりで指定された場所に出向いたところ、男性が現れて50万円のネックレスの購入を勧められました。高額なので断ったら、購入を強く迫られ、怖くなり契約してしまいました。解約したいのですが…(20代 男性)

回

答

これは、異性に対する恋愛感情や好意を利用して、契約させる「デート商法」の手口です。販売目的を隠して、電話やメールなどで、店舗や事務所に呼び出して契約させる「アポイントメントセールス」と組み合わせられるケースが一般的です。

見知らぬ人からの呼び出しや誘いに応じることは危険です。話を聞くだけのつもりが、相手の巧みな話術によりいつの間にか契約させられています。

相談者には、「アポイントメントセールス」は、法律上、訪問販売に該当し、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)ができるので、販売会社にクーリング・オフ

書面を送るよう助言しました。(クレジット契約をした場合は、クレジット会社と販売会社に同時にクーリング・オフ書面を送付しましょう。)

クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題がある場合は、解約できる場合があるので、あきらめないことです。

万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。



注意喚起! 商業施設内の屋内遊戯施設における子どもの事故に注意!

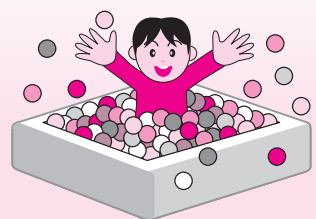
商業施設の屋内で、滑り台やボールプールなど、子どもが身体を動かして遊ぶことができる遊具が設置された施設(屋内遊戯施設)が人気です。

一方で、屋内遊戯施設で事故が発生したという情報が寄せられており、骨折など治療に長期間を要した事例もみられます。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- 屋内遊戯施設を利用する場合は、施設や遊具の掲示に従い、適切な方法で利用しましょう。また、保護者はできる限り子どもから目を離さないようにしましょう。
- 屋内遊戯施設を利用中にけが等の事故が発生した場合には、その後のトラブルを防ぐためにも、周囲の保護者等は直ちに施設の管理者に事故の発生を知らせましょう。また、症状にもよりますが、速やかに医療機関を受診し、医師の診察を受けた方が良いでしょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。

<http://www.kokusen.go.jp/>



春の新生活…消費者トラブルにご注意!

こんにちは

春は新社会人、新入学生の皆さんが新しい生活をスタートさせる季節です。

この季節は、社会経験の少ない若い皆さんを狙ったトラブルが増えますので、気をつけましょう!

街角で声をかけられて

キャッチセールス

<化粧品、エステ、会員サービスなど>

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと、声を掛けて呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、契約しないと帰れない状況にして商品やサービスを契約させます。

電話・メール等で呼び出されて

アポイントメントセールス

<アクセサリ、絵画など>

「特別モニターに選ばれた」などと販売目的を明らかにしないで電話等で呼び出し、契約しないと帰れない状況にするなどして商品やサービスを契約させます。

無料であることを強調して

無料商法

<アダルト情報サイト、出会い系サイト、エステなど>

「無料で閲覧可能」「無料サービス」など「無料」であることを強調して勧誘し、商品やサービスを契約させます。

特別な優位性を強調して

当選商法

<海外宝くじ、電話情報提供サービスなど>

「懸賞金が当たった」、「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して、消費者をだまし、お金を支払わせます。

先輩や友人に誘われて

マルチ商法

<健康食品、化粧品、美顔器、浄水器など>

「商品を買って会員になり、他の人を勧誘したらマージンが入る」などと勧誘されます。実際は、人を勧誘できずに、多額の借金と商品の在庫が残ります。インターネットでの広告の勧誘もあります。

ローンやキャッシングをして

多重債務

多重債務とは、複数の金融業者から借入れ、返済が困難になった状態をいいます。学生は「学生ローン」等の利用で、また社会人は初めて持つクレジットカードでの買物のし過ぎや、安易なキャッシング等が原因となる場合もあります。

トラブルを未然に防ぐためには

- ①知らない人から電話や不審なメールがあったり、路上等で声をかけられても、安易に応じないこと。不要な勧誘はキッパリと断りましょう。
- ②「特別にあなただけ」「すぐに元がとれる」「楽しく儲かる」などの甘い言葉、オイシイ話にはご用心。先輩・友人からの誘いでも、断る勇気を!
- ③クレジットカードを利用するときは、利用する前に支払総額や毎月の返済に無理がないかよく考えてから利用しましょう。
- ④その買い物は本当に必要ですか? 契約は、その場で結ばず、よく検討しましょう。

万一、トラブルにあったら…

訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む)、電話勧誘販売やマルチ取引など、一定の期間内であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」があります。また、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。

万一、トラブルにあったら、一人で悩まず、早めに家族や身近な消費生活相談窓口にご相談することが大切です。

ご存知ですか？～消費税率引上げに伴う価格表示の変化～

平成26年4月1日から、消費税率が8%に引き上げられました。これに伴い、小売店などの価格表示に、従来とは異なる表示が見られるようになりました。どのような変化が起きているのでしょうか？

価格表示は、本体価格と消費税の合計額を表示する「**総額表示**（＝「**税込価格**」での表示）」で行うことが消費税法で義務付けられています。

しかし、今後、平成27年10月にも消費税率の引上げが予定されており、事業者は、短期間で二度の増税に対応する必要があるため、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とした消費税転嫁対策特別措置法により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの期間中は、一定の条件の下で「総額表示」を行わないことも認められています。

●どのような表示が認められているの？

税率変更に対応できるように「**税抜価格**」で表示することや、値札の貼替え負担を軽減するため「**旧税率での税込価格**」で表示することが認められています。

ただし、これらの方法で表示する場合は、事業者は、消費者が、「**税抜価格**」で表示されている、あるいは、「**旧税率（5%）での税込価格**」で表示されているとはっきりと分かる方法で表示する必要があります。

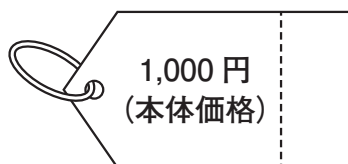
※消費者の利便性に配慮する観点から、事業者は、できるだけ速やかに、新税率（8%）に基づく税込価格とするよう努めなければならないこととされています。

●具体的には？

パターン1 税抜価格のみを表示する場合の事例

* 値札やチラシ等には本体価格のみを表示し、あわせて、表示価格が税抜価格である旨を示す方法です。

① 個別の値札やチラシなどに表示する



そのほか
・1,000円（税抜）
・1,000円（税別）
・1,000円＋税
など

② 個別の値札などには税抜価格のみを表示し、別に「税抜価格」である旨を表示する

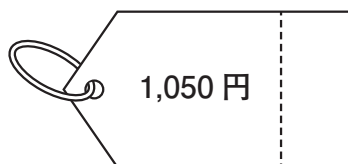


当店は全て税抜価格で表示しております。

商品を選択する際に目につきやすい場所にはっきりと貼紙などで表示する

パターン2 以前の税率（5%）に基づき表示する場合の事例

* 値札の変更作業や商品の入替え等の事情により、以前の税率（5%）の税込価格のままで表示されている商品がある場合があります。



店内の商品は、旧税率（5%）に基づく税込価格となっていますので、レジにてあらためて新税率（8%）に基づき精算させていただきます。

商品を選択する際に目につきやすい場所にはっきりと貼紙などで表示する

これらは一例です。必ずしも、上記の例と同じではない場合や、事業者によって表示の方法が異なることがありますのでご注意ください。

「税込価格」で表示するか、「税抜価格」で表示するかは、各事業者で決めることができます。

利用する店舗によって、また、同一店舗でも商品によって価格表示の方法が異なる場合がありますので、買い物の際には、その価格表示が「税込」なのか、「税抜」なのかをよく確かめるようにしましょう！

◎お問合せ：県民生活課消費生活班 TEL 076-444-3129

※価格表示など消費税の転嫁等に関する相談窓口として内閣府に専用ダイヤル（0570-200-123）が設置されています。

各種消費生活出前講座をご利用ください！

県では、複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、トラブルの事例や対処法について楽しく学べる各種出前講座を実施しています。各年代に応じた内容の講座を設定していますので、目的にあわせてぜひご利用ください！

講座名	対象	講師
消費生活出前講座	一般 *年齢や所属は問いません *企業研修としてもご利用いただいています	富山県消費生活推進リーダー ※1
悪質商法撃退教室	高齢者 *老人クラブや自治会など	富山県消費生活推進リーダー ※1
◎中学生を対象とした消費生活講座	中学生 ※2	消費生活相談員等
◎高校生のための消費生活講座	高校生 ※2	弁護士（富山県弁護士会所属）
◎悪質商法撃退講座inキャンパス	大学生等 *大学、短期大学、専門学校等	弁護士（富山県弁護士会所属）

◎ … 学校からのお申込みのみとさせていただきます。

※1 消費生活に関する専門知識を有する方で、県からの委嘱を受け、出前講座の講師として活動する皆さんです。

※2 学年単位での申込みを原則としますが、学級単位を希望される場合はご相談ください。

◆講座の内容

- * 悪質商法の事例や対処法
 - * 各年代に多い消費者トラブル
 - * 製品事故にあわないために など
- 内容についてはご相談ください。

◆費用

- * 講師派遣にかかる費用は無料です。
- * 会場設営やその他主催者が必要とする費用についてはご負担をお願いします。



◆お申込み・お問合せ 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（富山市役所内）

…………… ☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 …………… ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー（エルパセオ内）] ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 …………… ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 …………… ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 …………… ☎076-475-2111（内334）

黒部市 市民環境課 …………… ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 …………… ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 …………… ☎0766-67-1760（内735）

南砺市 住民生活課（井波庁舎） …… ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課（大島庁舎） …… ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 …………… ☎076-464-1121（内29）

上市町 町民課 …………… ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民課 …………… ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 …………… ☎0765-72-1100（内132）

朝日町 住民・子ども課 …………… ☎0765-83-1100（内135）

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

消費者の安全・安心コーナーホームページURL <http://www.consumer-toyama.jp/>